

京都市公契約審査委員会 次第

日時：令和 8 年 7 月 2 3 日（木）

午前 1 0 時～

場所：サンサ右京 3 階 交通局大会議室

1 行財政局財政担当局長挨拶

2 新任委員紹介

3 議事

(1) 委員長の互選等

① 委員長の互選

② 委員長職務代理者の指名

③ 契約審査専門部会の部会員、部会長及び部会長職務代理者の指名

委員名簿 p 1

委員会関連規定 p 2

(2) 契約審査専門部会の結果報告 p 5

(3) 公契約基本条例の取組状況

① 条例の概要 p 1 1

② 市内中小企業の受注等の機会の増大 p 1 5

③ 労働者の適正な労働環境の確保 p 2 1

④ 適正な履行と質の確保 p 2 5

⑤ 社会的課題の解決に資する取組 p 2 9

参考

公契約基本条例に関する主な御意見 p 3 2

参考データ p 3 3

市公契約基本条例・規則・要綱 別冊

4 閉会

京都市公契約審査委員会 委員名簿

五十音順、敬称略、令和8年7月23日現在

委員会	専門部会	氏 名	職 業 等
委員		おおつか ゆう た 大塚 遊太	市民公募委員
委員		おおにし まさみつ 大西 正光	京都大学大学院工学研究科教授
委員		かわかつ たけし 川勝 健志	京都府立大学社会科学部教授
委員		どぶち まこと 土渕 誠	日本労働組合総連合会京都府連合会事務局長
委員		なかの ゆうすけ 中野 雄介	京都商工会議所中小企業委員会委員長
委員		にしの さ や か 西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授
委員		はらだ ひろき 原田 大樹	京都大学大学院法学研究科教授
委員		まつわか え り こ 松若 恵理子	公認会計士

市公契約審査委員会関連規定

1 市公契約基本条例（抄）

（審査委員会）

第29条 公契約に関する施策及び公契約の締結に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

（審査委員会の組織）

第30条 審査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第31条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（秘密を守る義務）

第32条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（部会）

第33条 審査委員会は、本市が実施した入札及び締結した公契約に関し、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 審査委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査委員会の決議とすることができる。

2 市公契約基本条例施行規則（抄）

（委員長）

第8条 京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査委員会の招集及び議事）

第9条 審査委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査委員会は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第10条 部会の構成員は、委員のうちから、委員長が指名する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、委員長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第11条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審査委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第12条 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の除斥)

第13条 委員は、自己又はその配偶者若しくは3親等内の親族その他当該委員と密接な関係を有する者に関する事項については、その議事に加わることができない。

(庶務)

第14条 審査委員会の庶務は、行財政局において行う。

3 市公契約審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公契約基本条例及び京都市公契約基本条例施行規則に定めるもののほか、京都市公契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の事務)

第2条 審査委員会は、市長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

(1) 京都市公契約基本条例に基づく施策に関し、意見を述べること。

(2) 京都市の入札・契約制度に関し、意見を述べること。

(3) 本市が締結した契約のうち審査委員会の委員が抽出したものに関し、入札又は契約方式の決定の方法、一般競争入札に係る参加資格の設定の方法、指名競争入札に係る指名業者の選定の方法等について審議を行い、必要な場合には、将来に向けて入札・契約の手続を改善するための意見を述べること。

(4) 本市が発注する工事の入札及び契約に係る再苦情の処理を行うこと。

(5) 本市が行う協定等の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続に基づき公平かつ独立した立場から検討を行うこと。

(審査委員会の回数等)

第3条 審査委員会は、原則年1回開催するものとする。

2 前項の会議は、公開とする。

(会議録の作成及び公開)

第4条 審査委員会は、会議録を作成するものとする。

2 前項の会議録は、行財政局管財契約部契約課及び総合企画局デジタル化戦略推進室情報公開コーナーにおいて閲覧に供する。

3 当該会議録は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧に供する。

(契約審査専門部会の設置等)

第5条 第2条第3号から第5号までの事務を行わせるため、契約審査専門部会を設置する。

2 前項の事務については、契約審査専門部会の決議をもって審査委員会の決議とする。

3 第1項の会議は、原則年2回開催するものとする。ただし、契約審査専門部会が必要と認めるときは、この限りではない。

4 第1項の会議は、契約審査専門部会が必要と認める場合を除き、非公開とする。

(契約専門審査部会の会議録の作成等)

第6条 契約審査専門部会における会議録の作成及び公開については、第4条の規定を準用する。

ただし、第2条第4号及び第5号の審議に係る会議録については、原則非公表とし、契約審査専門部会が特に必要と認めるときは、公表するものとする。

(審査委員会の事務局)

第7条 審査委員会及び契約審査専門部会の事務局は、行財政局管財契約部契約課に置く。

(抽出等)

第8条 第2条第3号の抽出は、契約審査専門部会においてあらかじめ指定した委員（以下「抽出委員」という。）が入札別の発注工事の一覧表及び物品契約の一覧表の中から、行うものとする。

2 抽出委員は、契約審査専門部会において、抽出結果の報告を行わなければならない。

(契約審査専門部会長の専決事項)

第9条 契約審査専門部会長は、第2条第3号から第5号までに規定する事務に関するものうち、次に掲げるものについては、契約審査専門部会の決議を経ずに決することができる。

- (1) 苦情申立の受理及び却下
- (2) 関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請
- (3) 苦情申立人及び関係調達機関の傍聴の不許可
- (4) 証人の出席の許可
- (5) 契約審査専門部会の公開
- (6) 公聴会の開催
- (7) 技術者等からの意見の聴取
- (8) 迅速処理の手続きの適用

2 契約審査専門部会長は、前項の規定による専決をしたときは、当該専決の内容を直ちに契約専門部会の他の委員に通知するとともに、次回の契約審査専門部会で報告し、了解を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、京都市公契約審査委員会の運営に関し必要な事項は、行財政局管財契約部契約課長が定めるものとする。

令和 7 年度 契約審査専門部会 審議結果報告

1 審議の件数等

- | | |
|--------------------------|----------------|
| (1) 個別契約の入札方法等の審議件数 | 8 件（物品 3、工事 5） |
| (2) 工事の入札及び契約に係る再苦情の処理 | なし |
| (3) W T O 政府調達協定に係る苦情の処理 | なし |

2 個別契約の入札方法等の審議状況

審議対象は以下のとおり。

【物品】

令和 6 年度に締結した契約のうち、契約金額 3, 6 0 0 万円以上の物品等の調達契約（契約金額 3, 6 0 0 万円未満の W T O 適用案件も含む。）から、委員が抽出した案件

【工事】

令和 6 年度下半期及び令和 7 年度上半期(※)に締結した契約のうち、契約金額が 2, 0 0 0 万円以上の工事請負等の調達契約から、委員が抽出した案件 ※令和 7 年度上半期分は第 2 回専門部会でのみ審議

(1) 第 1 回（1 2 月 2 5 日開催）

【物品】

件名	（単価契約）京都市立学校・園等産業廃棄物処分業務 ただし右京区
契約方式 （随契根拠）	一般競争入札【W T O 協定対象案件】
予定価格	7, 4 0 3, 0 0 0 円（税込み）
契約金額	2, 0 7 2, 8 4 0 円（税込み）
落札率	2 8 . 0 0 %
担当部局	市長部局
応札者数	3 者
審議要旨	落札率の低さ、また、本件と同内容の業務を同一業者が落札していることから、競争性の確保等を審議。 落札率の低さについては、予定価格算出の見直し等を行い、改善を図っていること、競争性の確保については、他にも履行できる業者は多数存在しているものの、今回は結果的に同一業者が落札したが、過去には別事業者が落札していることの説明を担当課が行い、契約方法は適切であったことが確認された。

件名	大型電気バスの購入
契約方式 （随契根拠）	一般競争入札【W T O 協定対象案件】
予定価格	1 3 1, 7 8 0, 0 0 0 円（税込み）
契約金額	1 3 1, 7 8 0, 0 0 0 円（税込み）
落札率	1 0 0 %

担当部局	交通局
応札者数	1 者
審議要旨	落札率が 100%であったことから、仕様等の工夫や、購入台数を 2 台としたこと、応札者数が少なかったことについて審議。 事前に大型電気バスの販売業者から見積書を徴収し、最も低い金額を予定価格として採用したところ、結果として当該事業者が落札したため、予定価格と同額になった。応札者が少なかった理由は、調達条件として「床面を完全フルフラットにできること」と定めたことが要因と考えているが、今回は、初めての電気バスの導入ということで、車内床面の平坦化により転倒防止対策を図り、安全性を高めるという電気バスのメリットを享受するためにも、そのような条件としたものである。また、購入台数については、1 台とした場合に不具合等を比較することができないためである旨の説明がなされ、適切な契約方法であったことを確認された。

件名	(単価契約) 電子複写機による複写 (デジタルフルカラー複合機) (その1)
契約方式 (随契根拠)	一般競争入札【W T O 協定対象案件】
予定価格	2 6 , 0 8 3 , 2 0 0 円 (税込み)
契約金額	6 , 0 9 8 , 4 0 0 円 (税込み)
落札率	2 3 . 3 8 %
担当部局	上下水道局
応札者数	1 者
審議要旨	落札率が低く、加えて落札業者が本案件 (その 1) 以外の同一内容の案件 (その 2 ~ その 5) を落札しており、分割発注の是非、予定価格の適正等を審議。 予定価格は業者の見積を基に設定していること、分割発注については機器の仕様ごとに分割することで、業者の応札断念を避ける狙いがあったと担当課から説明がなされた。予定価格については、業者見積額だけに頼っているのは課題であるとの意見が付されたものの、適切な契約方法であったことが確認された。

【工事】

件名	京都市錦林市営住宅新築工事 ただし、新K2棟及び新K3棟 (仮称) 建築主体その他工事
契約方式 (随契根拠)	事後確認型一般競争入札
予定価格	1 , 8 5 3 , 5 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
契約金額	1 , 8 3 7 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
落札率	9 9 . 1 0 %
担当部局	市長部局
応札者数	1 者

審議要旨	落札率が高く、1者入札である経緯等を審議。 本件は1度目の入札が不成立（※）となっており、2度目の入札時に最新の労務単価に基づいて再積算した。最新の単価等で再積算したことにより、実勢を十分反映できたため、落札率が高くなったとの説明を担当課が行い、契約方法は適切であったことが確認された。 （※）当初の予定価格は、旧単価で積算しており、新単価で積算した業者の数値と乖離があり、不成立となったことが推測される。
------	--

(2) 第2回（3月25日開催）

【工事】

件名	京都市立呉竹総合支援学校施設整備工事 ただし、南校舎棟ほか電気設備工事
契約方式 （随契根拠）	事後確認型一般競争入札
予定価格	318,450,000円（税込み）
契約金額	318,179,400円（税込み）
落札率	99.91%
担当部局	市長部局
応札者数	2者
審議要旨	落札率の高さ、また、応札者も少なかったことから、競争性の確保等を審議。 落札率の高さは、業者が労務費等の高騰を考慮し、本市の発注仕様を正確に推測し、適正な実勢価格で積算された結果であるとの説明があり、また、競争性の確保に関しては、参加要件にJVであることを設けていたため、入札参加者数が少なかったとの説明を担当課からなされた。競争性の確保に関しては、今後も対策と検討が必要であるとの指摘はあったが、契約方法はおおむね適切であったことが確認された。

件名	京都市北部クリーンセンター大規模改修工事 ただし、プラント設備工事
契約方式 （随契根拠）	随意契約（地方特例政令第11条第1項第1号） 【WTO協定対象案件】
契約金額	12,539,890,000円（税込み）
担当部局	市長部局
審議要旨	随意契約を選択した理由等について審議。 本工事は、設備に係る特許権の関係から1者随契を選択したものとの説明を担当課からなされた。WTO案件を随意契約で締結しようとする場合は、より慎重な手続を採ることが望ましく、特許権等の関係があっても他者にも見積書の提出の依頼はすべきであるとの指摘があったが、契約方法に特に問題はなく、適切であったことが確認された。

件名	高速鉄道東西線レール削正工事
契約方式 (随契根拠)	事後確認型一般競争入札
予定価格	50,842,000円(税込み)
契約金額	50,600,000円(税込み)
落札率	99.52%
担当部局	交通局
応札者数	1者
審議要旨	入札事業者が数年1者だけの状況が続いていることやレール削正工事の内容について審議。 レール削正工事の内容を説明し、入札参加者が少ないことは軌道工事が専門性が高い工事であることが要因であるが、より多くの者が入札に参加できるよう資格認定についてホームページで広く募集しており、今後も多くの業者に参加いただけるよう周知することの説明がなされた。 入札参加者数が増えるように今後も様々な工夫は必要であるが、契約方法については特に問題なく、適切であったことが確認された。

件名	配水管布設替(その3)工事
契約方式 (随契根拠)	随意契約(地公令第21条の13第1項第6号)
契約金額	120,450,000円(税込み)
担当部局	上下水道局
審議要旨	随意契約手続の効率性等について審議。 本案件は先行する建設局の工事に付随する形をとっており、こういった工事を先行する工事と一括で発注することはシステム面や制度面での課題があり、即座に解決することは難しいとの説明が担当課からなされた。現行制度下ではやむを得ない対応であったが、今後の改善を期待するとの意見を付したうえで、適切な契約方法であったことが確認された。

注 地自令＝地方自治法施行令

注 地公令＝地方公営企業法施行令

注 地方特例政令＝地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

(3) 審議結果(第1回及び第2回)

契約方法について特に問題があったとは認められず、適切な契約方法であったことが確認された。

【参考】随意契約の根拠法令（抜粋）

○ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

（随意契約）

第十一条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第二十一条の十三第一項（第五号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）又は前条第十項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる。

一 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

二～六（略）

2（略）

○ 地方公営企業法施行令

（随意契約）

第二十一条の十三 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～五（略）

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七～九（略）

2～4（略）

1 制定の趣旨

- (1) 本市では、
- ① 公共工事等の発注に当たり、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るために市内中小企業への発注を原則
 - ② 労働環境の悪化や地域経済への悪影響を招きかねないダンピング受注防止対策のための最低制限価格の全面事後公表化
 - ③ 電子入札の導入等による公正性、競争性及び透明性の更なる向上
 - ④ 入札・契約の過程における、地球環境の保全、男女共同参画等の社会的な課題の解決に資する取組を評価する仕組みの導入
- など、様々な入札・契約制度改革を実施してきた。
- (2) これらの成果を踏まえ、本市が締結する公共工事や業務委託等の公契約の発注に関する基本理念その他の基本となる事項を定め、本市及び受注者の責務を明らかにすることにより、**4つの基本的な考え方に基づく取組をより一層推進するため、公契約に関する総合的な条例を平成27年11月に制定した（平成28年6月に全面施行）。**

2 4つの基本的な考え方

- (1) **市内中小企業の受注機会の増大を図る**
- 地域経済の活性化や雇用の創出はもとより、地域コミュニティの維持・発展、地域における防災の体制・能力の維持・向上を図ることにより、将来にわたって活力に満ちた、人と人とが支え合う安心・安全なまちであり続けるためには、市内中小企業の持続的な発展が不可欠である。
 - これを踏まえ、市内中小企業の受注機会の増大を図っていくとともに、市内産材料の使用促進や市内事業者の技術力の底上げにつながる発注にも努める。
- (2) **公契約に従事する労働者の適正な労働環境を確保する**
- 公契約のもとで働く労働者の適正な労働環境が確保されることは、本市で働くひとの労働環境の向上のみならず、受注者の多くを占める市内中小企業の健全かつ持続的な発展のためにも必要であるとの考えのもと、本市と受注者は、公契約に従事する労働者の雇用の安定その他の適正な労働環境の確保と維持・向上に努めていく。
 - 公契約の発注者である本市は、労働関係法令を所管する国の関係機関等とも連携し、受注者の労働関係法令の遵守が徹底されるよう、条例制定を機により積極的に関与していくこととし、**一定金額以上の公共工事**

等を発注する際には、基本的な労働環境が確保されることを確認するための具体的な取組を推進していく。

(3) 公契約の適正な履行及びその質の確保

- 本市が、安心・安全かつ適切な公共サービスを提供するためには、公契約の適正な履行及びその質の確保が不可欠である。
- その前提として、公契約における公正性、競争性、透明性を確保するとともに、公契約の適正な履行及びその質の確保について、受注者任せにするのではなく、発注者である本市と受注者である事業者が両者の協働によりこれらを実現していくという理念をしっかりと共有することが必要である。

(4) 公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組を推進

- 公契約の発注は、本市と市民や事業者との貴重な接点であり、公契約の機会を活用し、多様な社会的課題の解決に資する取組の推進を図ることは、多くの市民の利益につながるものであり、京都の未来をつくる大切な働き掛けであると考えている。
- このため、入札・契約の公平性や競争性を阻害しないよう、また、特に中小企業に過度な負担や不利な扱いにならないよう十分に配慮しつつ、すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する取組を推進していく。

3 条例改正（令和 8 年 1 月 1 日施行）

第 26 条に引用していた「下請代金支払遅延等防止法」の題名が、法改正により令和 8 年 1 月 1 日から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正されることから、第 26 条で引用する法の題名も同様に改正することとし、令和 7 年 11 月市会に付議し、令和 8 年 1 月 1 日より改正条例を施行した。

4 令和 7 年度以降の主な取組

上記 2 「4 つの基本的な考え方」ごとの主な取組状況は、次のとおりである。

- (1) 引き続き、市内中小企業の受注機会の増大に向け、最大限努力。
- (2) 委託契約における労務費等の上昇への対応について、変動リスクを予定価格に適正に反映することを前提としながらも、複数年契約で人件費の割合が高い委託契約等について、変動を見込んだ予定価格の設定が難しい場合等は、協議を行なったうえで契約変更の対象とする取組を実施（令和 7 年 5 月～）。
- (3) 令和 7 年 8 月以降の積算基準適用工事（土木関係工事）から「週単位の完全週休二日」を実施。（受注者希望方式）（市長部局）

- (4) 公共工事における積算内訳書において、材料費や労務費等の内訳を明示することを必須とする（約款改正）とともに、最低制限価格及び低入札調査基準価格と並行して、労務費ダンピング調査を令和８年４月から試行実施するよう制度整備。
- (5) 令和７年４月から対応を開始した電子契約の範囲を段階的に拡大（工事：２億円超４億円未満の契約→１億円超４億円未満の契約）するとともに、入札時の設計図書のＨＰ上の公開範囲の拡大等、更なるＤＸ化をすすめていく。

市内中小企業の受注等の機会の増大

主な取組

- 法令上の制約があるWTO政府調達協定適用案件や、特殊な技術を要する案件などを除き、**市内中小企業への発注を原則**
- コストや品質の確保に十分配慮したうえで可能な場合には、**分離・分割して発注**
- 下請等契約における市内中小企業の活用を促すため、**入札公告、契約約款等で市内中小企業を選定する努力義務を明記**
- 大型案件においては、**市内中小企業が参画しやすいJVへの発注とするなど、可能な限りの中小企業の参入機会の確保に努めている。** など

(1) 工事

- 令和7年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約89%、契約金額ベースで約57%を占める。

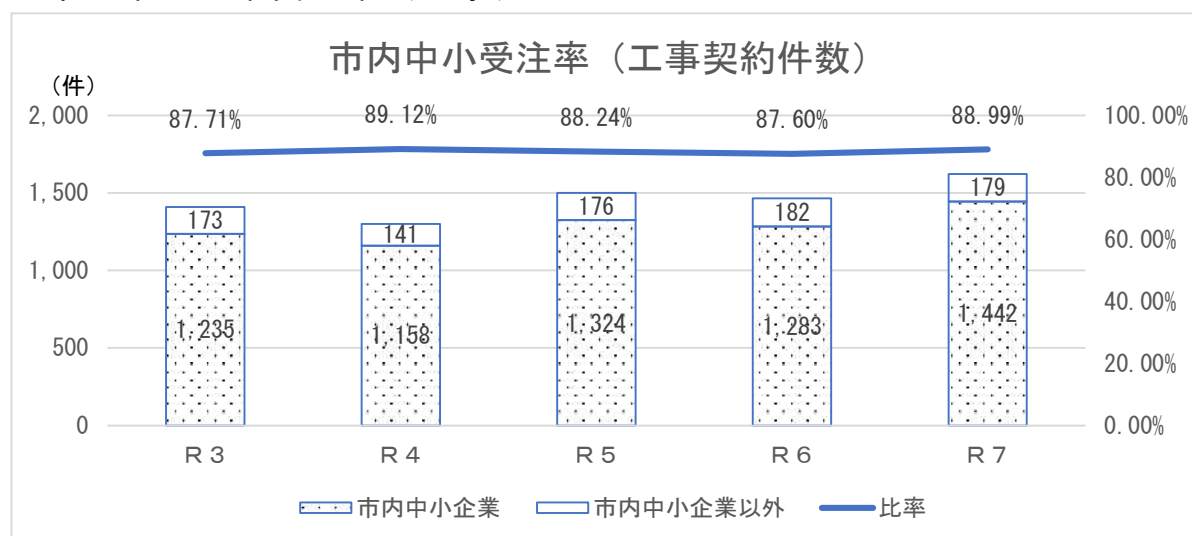
「市内中小企業」以外の契約金額ベースの内訳を見ると、WTO案件が約80%と最も高くなっている。

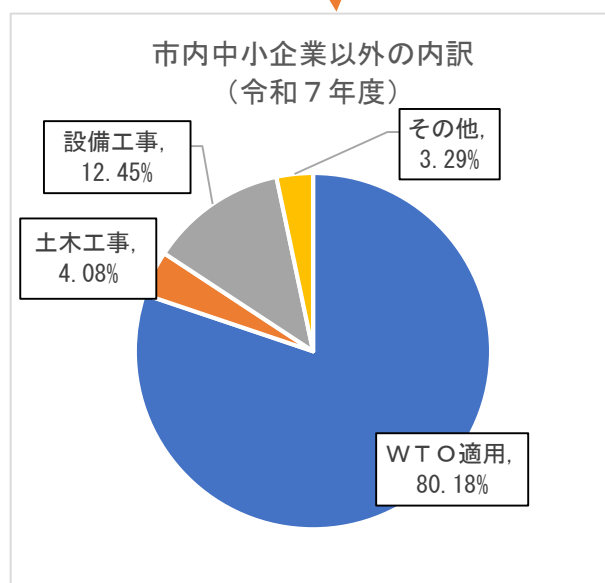
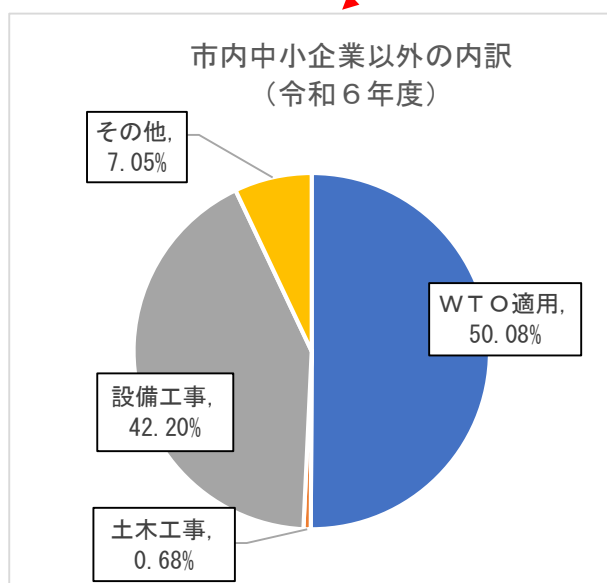
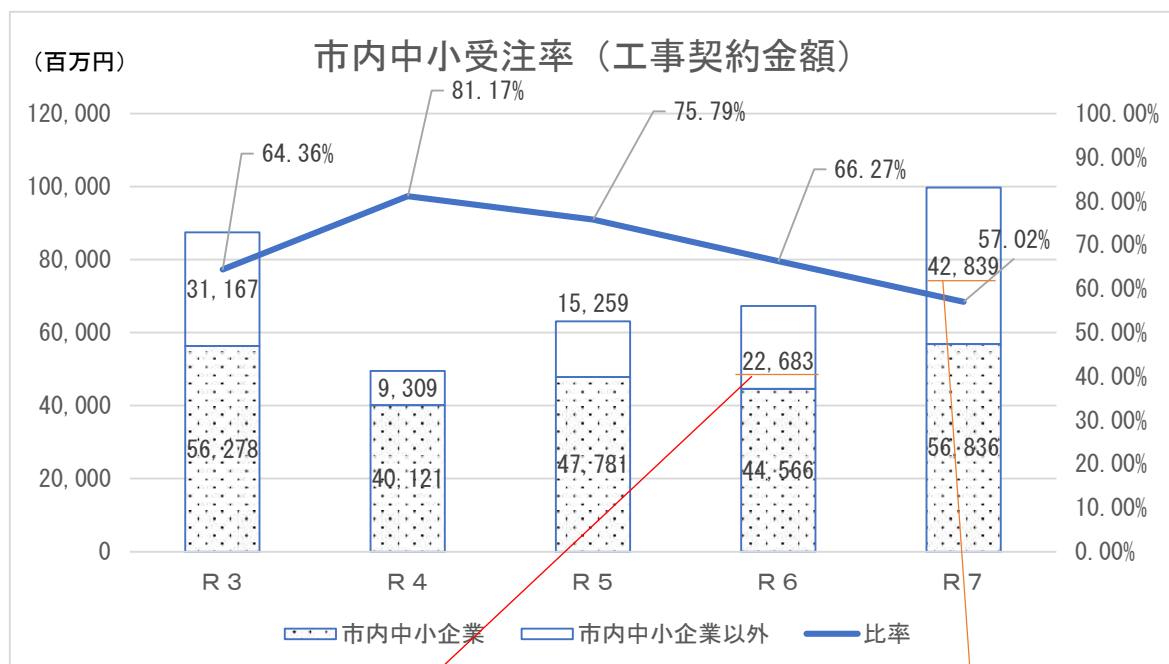
- 令和6年度と比べると、件数ベースで約1ポイント増加(+1.39)、金額ベースで約9ポイント減少(-9.25)している。

この金額ベースでの減少は、令和6年度と比べると「(仮称)京都市学校給食センター整備運営事業(市長部局)」「PFI手法による調達」などの、WTO適用案件の契約金額が増加した(+約230億円)ことなどが影響している。

- 令和3年度から令和7年度までの5年間で、市内中小企業受注率の件数ベースは9割程度で推移しており、金額ベースは、令和7年度を除くと平均7割程度で推移している。

◆ 市内中小企業受注率(工事)





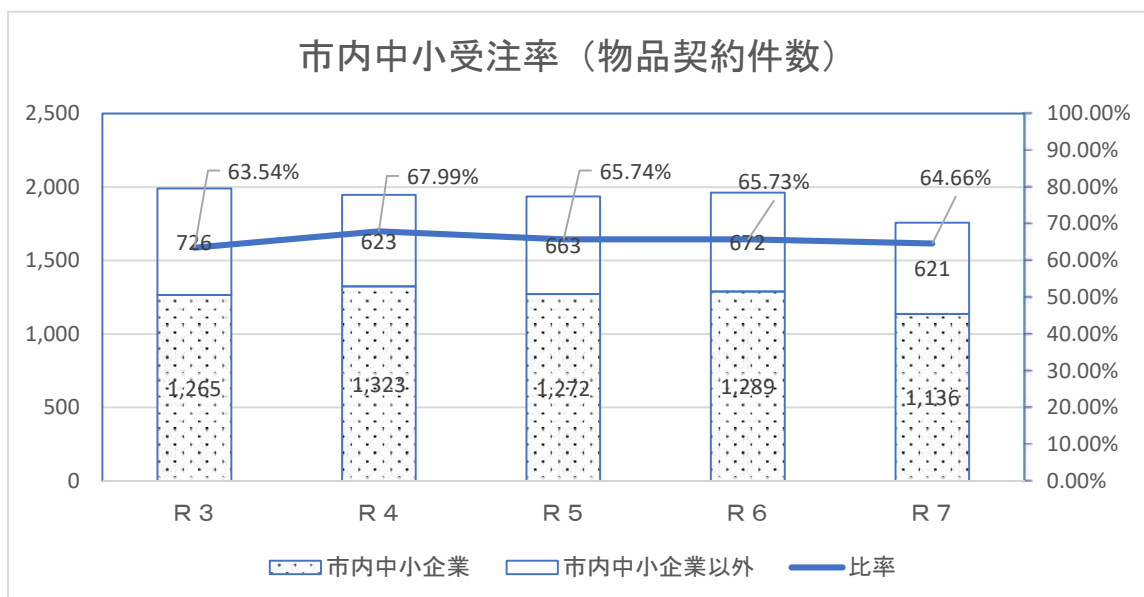
注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

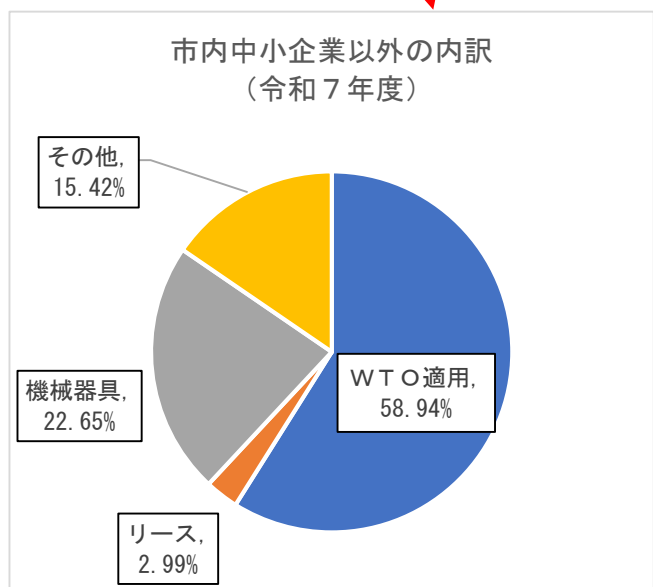
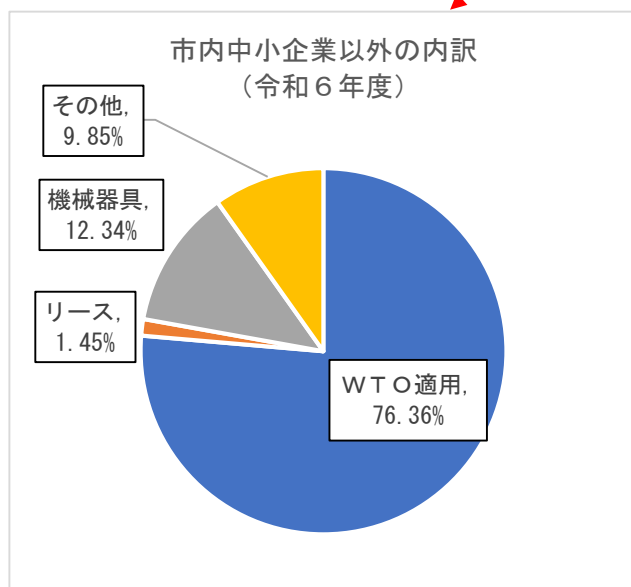
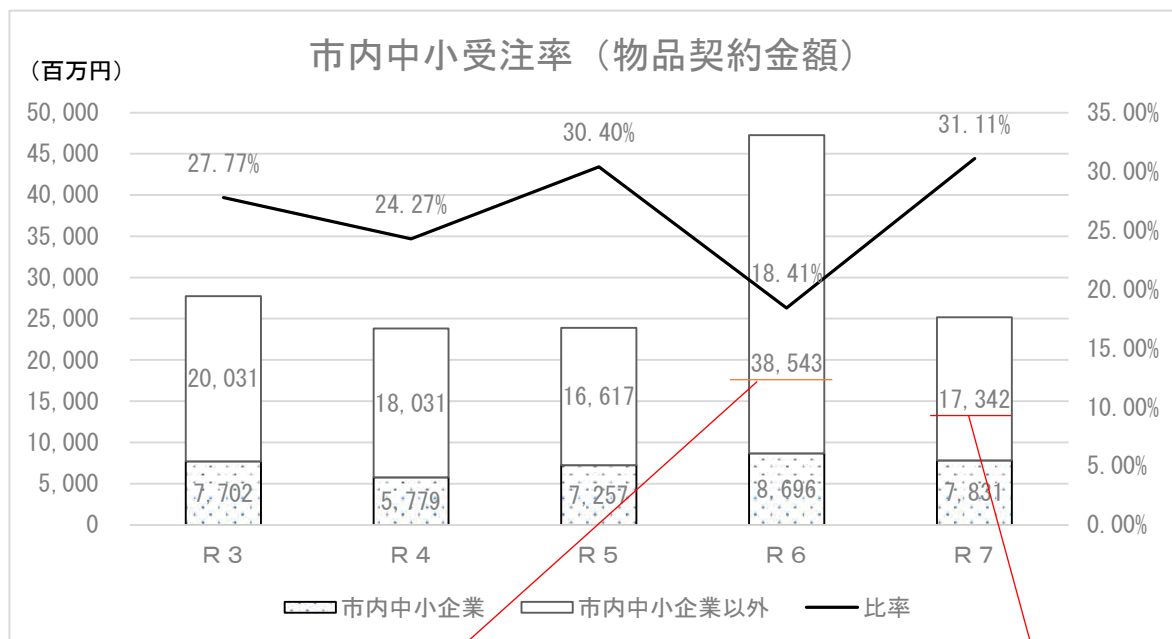
2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 測量、設計等の委託契約を含む。

- (2) 物品 物品の買入・賃貸借のほか、委託、製造請負、役務なども含む（以下、同じ）。
- 令和 7 年度における市内中小企業受注率は、契約件数ベースで約 6 5 %、金額ベースで約 3 1 %となった。
 - 令和 6 年度と比べると、件数ベースはほぼ横ばいとなっており（－ 1 . 0 7）、金額ベースは約 1 3 ポイント増加（＋ 1 2 . 7 0）している。この金額ベースの大幅な増加は、令和 6 年度は市長部局で「京都府南部消防指令センター共同運用に係る消防指令システム等整備業務」（約 7 5 億円）、「京都市中央卸売市場第一市場建物等（新関連棟）賃貸借」（約 3 9 億円）、「財務会計システムの再構築業務」（約 2 3 億円）を市外大企業と契約しており、上下水道局では「鳥羽 汚泥処理設備運転監視等業務委託」（約 2 9 億円）を市外大企業と契約締結しており、令和 7 年度はこれらの高額案件の契約がないことが影響していると推測される。
 - 「市内中小企業」以外の契約金額ベースの内訳は、市長部局の京都市立学校児童生徒用一人一台端末賃借（京都市立元町小学校他 計 231 箇所）（約 1 9 億円）や交通局の大型ノンステップバス（約 1 3 億円）などの W T O 案件が約 5 9 %、交通局の「自動出改札設備等保守管理業務委託」（約 2 億円）などの機械器具が約 2 3 %あり、これらの高額案件は市内中小企業で調達困難であることから、市内中小企業受注率の金額ベースの割合が低くなっている。
 - 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で、市内中小企業受注率は、件数ベースは 6 . 6 割程度で推移しており、金額ベースは、平均 2 . 6 割前後で推移している。

◆ 市内中小企業受注率（物品）





注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 不用物品売却を除く。

(3) 共同企業体（JV）へ発注する工事の基準（京都市共同企業体運用基準）

- ① 予定価格がおおむね 3 億 5 千万円以上の土木工事
- ② 予定価格がおおむね 7 億円以上の建築工事
- ③ 予定価格がおおむね 3 億円以上の電気及び管工事
- ④ 通常の規模を大幅に上回るその他の工事

今後の方向性

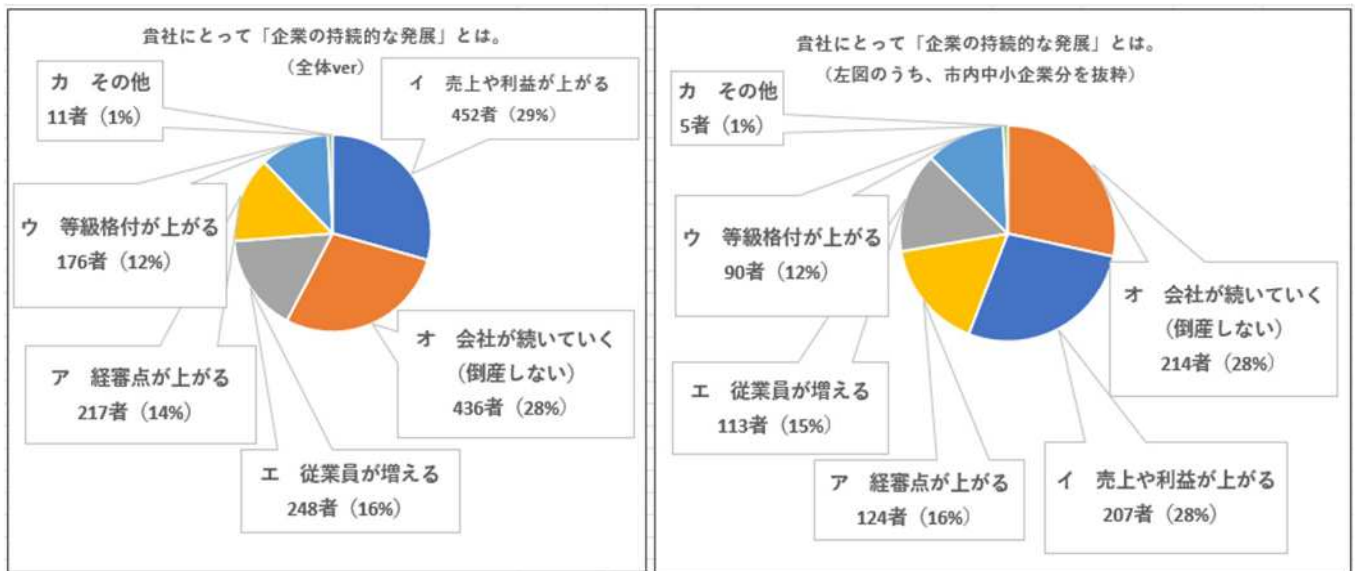
➤ 引き続き、公正性、競争性及び透明性の確保を前提として、市内中小企業の受注等の機会の確保に努めていく。

(4) 市内中小企業の受注等の機会の増大に関する取組の効果検証について

ア アンケート実施概要

対象	工事・測量設計の競争入札参加資格を有する者で、令和7年10月の資格更新の一斉手続において、令和8年4月1日から4年間有効となる参加資格の更新手続を行った者 (対象：約3,000者)
対象期間	更新手続の受付期間（令和7年10月3日～同年11月13日）＋11月中の計59日間
回答件数	564件（回答率約19％）※無記名且つ任意

イ アンケート結果



※複数選択肢を選択することを可能としていたため、回答件数と合計件数は合わない。

ウ アンケート結果を元にした指標案

	指標	対応するアンケート結果
指標 1	本市入札参加資格の取消届（廃業）の推移	「会社が続いていく」
指標 2	京都市中小企業経営動向実態調査における建設業の景気動向の推移	「売上や利益が上がる」
指標 3	京都市域の「事業所の数」「従業員の数」の推移	「従業員が増える」
指標 4	経審点（総合評定値（P））の平均点数の推移	「経審点が増える」

今後の方向性

- 上記の指標については毎年度チェックを行い、長い目で組み合わせて検証することで、条例に基づく取組が「市内中小企業の持続的発展」に寄与しているか、検証を行っていく。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保

主な取組

- 受注者や工事の下請負者、公の施設の指定管理者から、労働関係法令の遵守状況に関する報告書の提出を求め、遵守できていない事業者には改善を求める「労働関係法令遵守状況報告書」制度を平成28年6月に運用開始。
- 令和元年度から、週二日の現場閉所を行うモデル工事を実施。
建設業においても時間外労働の上限規制が適用される令和6年度からは、本市のすべての発注工事について「通期の週休二日」を実施。
(発注者指定方式)(市長部局)
- 令和6年8月以降の積算基準適用工事から「月単位の週休二日」を実施するとともに、令和7年8月以降の積算基準適用工事(土木関係工事)から「週単位の完全週休二日」を実施(受注者希望方式)(市長部局)。令和8年7月以降は、建築・設備工事においても実施可能な工事については、「週単位の完全週休二日」を実施することとした(発注者指定方式)(市長部局)。
- 土木関係工事においては、猛暑日の取組(受注者希望による現場管理費の補正、猛暑日を考慮した工期設定)を推進するとともに、建築・設備工事においても、令和8年7月から、「猛暑及び熱中症対策に係る試行要領」を定め、暑さ指数から作業不能日数を算定し、当該日を見込んだ工期とするなど、労働者の労働環境の改善等を目的として取り組んでいる。
- 建設業における担い手不足問題の解決や働き方改革を目的として、令和6年6月に第三次・担い手3法により建設業法が改正され、監理技術者の兼任を可能とする要件が緩和されたことから、本市が定める監理技術者補佐の専任配置による監理技術者の兼任要件を緩和。
- 第三次・担い手3法により公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、令和7年12月から工事の積算内訳書(入札時)において材料費・労務費・法定福利費の事業主負担額・建退共の掛金・安全衛生経費の記載が義務づけられたほか、請負代金内訳書(契約締結後)においても明示することを約款改正により義務付けた。今後は、これらで記載された適正な施工を確保するために不可欠な経費が適切に確保されているか、しっかりと確認していく。

など

「労働関係法令遵守状況報告書」制度の運用状況

(1) 制度概要

① 対象

- ア 工事請負契約 予定価格 5 千万円超
- イ 役務委託契約 予定価格 1 千万円超 ※建物・公園清掃、常駐警備等
- ウ 指定管理協定 全て（協定締結者のみ）

② 報告項目

労働条件、労働時間、保険、賃金などの 14 項目

③ 手続

- ア 受注者は、下請負者等の報告書を取りまとめのうえ、契約後 2 か月以内に市に提出
- ※ 提出済みの記載事項に変更が生じたら、市に提出
- イ 労働関係法令違反が判明した場合、契約後 6 か月以内に違反状態を解消し、「措置結果報告書」により市に報告

④ 公表、競争入札参加停止措置

- ア 報告書の不提出又は虚偽報告書を提出したときなどは、当該事業者の氏名、公表対象となる事実の具体的内容などを公表
- イ 公表中の事業者や、当該事業者と市の公契約で下請等契約を締結した事業者などは、原則として競争入札参加停止措置

(2) 主な取組結果

① 令和 7 年度の入札における対象公契約の割合

工事、役務委託とも、件数ベースでは約 21%だが、金額ベースでは約 69～75%となっている。

なお、指定管理は全て対象である。

	契約等件数（件）			契約金額（百万円）		
	市全体	対象公契約	比率	市全体	対象公契約	比率
工事	1,444	297	20.57%	55,664	42,018	75.49%
役務委託	459	96	20.92%	5,171	3,582	69.27%
指定管理	33	33	100.00%	—	—	—

注 1 競争入札により令和 7 年度に締結した契約等の合計

2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も契約金額に含む。

3 指定管理者制度の導入施設数 388 施設（令和 8 年 4 月 1 日現在）

② 令和 7 年度の提出状況（※提出日が属する年度で集計）

ア 提出事業者数

- 工事 延べ 2,117 者 実数 1,513 者
- 役務委託 192 者 134 者
- 指定管理 21 者 18 者
- イ 是正対象者数 0 者
- ウ 違反者数 0 者

トピックス 「本件業務に従事する労働者のうち最も低い賃金単価（時給）」について
提出された報告書に記載の最も低い賃金単価（時給）を集計した結果は、次のとおりとなった。

令和 6 年度 （平均値） 1, 4 1 0 円 （中央値） 1, 3 0 0 円

令和 7 年度 （平均値） 1, 4 3 9 円 （中央値） 1, 3 0 0 円

※ 個人事業主、役員など、「最低賃金法が適用される労働者が従事していない事業者」を除く延べ 1, 8 0 2 者分

（参考）

京都府最低賃金（令和 7 年度） 1, 1 2 2 円（令和 7 年 1 0 月まで 1, 0 5 8 円）

③ 週休二日工事の実績

	R3	R4	R5	R6	R7
対象件数（①）	4 5	6 5	3 0 0	3 4 3	1 9 8
うち 4 週 8 休達成数 （②）	4 5	6 4	2 9 9	3 4 3	1 9 8
工事件数に占める 4 週 8 休達成数割合（②/①）	100%	98.46%	99.67%	100%	100%

注 発注者指定方式の実績

注 発注年度ベースで計上

注 月単位の週休二日と完全週休二日を除く。

今後の方向性

- 報告書提出の徹底や適切な指導等を通して、適正な労働環境の確保を図るとともに、常に制度・運用を点検し、見直しの必要性を検討していく。
- 「通期の週休二日」、「月単位の週休二日」を徹底するとともに、国の動きを注視し、実施可能な工事については、「週単位の完全週休二日」を着実に進めることで、建設業の働き方改革等の推進に取り組んでいく。
- 次章で掲げる「適正な予定価格等の算出」を徹底すること及び工事請負契約におけるスライドや労務費の上昇を理由とする複数年の委託契約に係る契約変更の協議等を通して、公契約に従事する労働者の賃金の原資が適切に確保されるよう取り組む。

公契約の適正な履行と質の確保

主な取組

- 適正な予定価格及び最低制限価格※を設定するなど、徹底したダンピング受注防止対策を実施（労働者の適正な賃金の確保のためにも極めて重要）

※ 最低制限価格

落札価格の最低限度の基準となる価格。入札金額が最低制限価格を下回った場合はその入札者は失格となる。

○主な最近の経過（工事）

平成24年度～ 最低制限価格制度の適用範囲を拡大するとともに、事後公表の範囲を拡大

（平成27年度～全面的に適用し、事後公表化）

平成25年度～ 平成25年度以降、毎年度、公共工事設計労務単価改定を予定価格に早期反映（公共工事設計労務単価改定を同年4月1日の入札から原則反映）

令和4年度 ダンピング対策の更なる強化のため、工事の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を引き上げ

令和6年度 測量・設計等の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国同様に引き上げ

令和8年度 建設業の担い手確保や適正な労務費の確保及び行き渡りを図るため、予定価格4億円以上の工事について、労務費ダンピング調査を試行実施するよう制度整備

- 複数年の委託契約（工事の測量、設計等を除く。）について、予定価格に契約期間中の労務費等の上昇を見込んだものとすることを徹底する一方で、令和7年5月から、労務費の上昇の影響を強く受ける契約で上昇分を予定価格に見込むことが困難なもの等については、契約期間中に協議のうえ、必要に応じて契約変更を行う取組を開始。

- 中東情勢の影響により、令和8年3月から、ガソリン、軽油等の調達について、単価固定から市場価格増減分の変動に対応するとともに、契約期間の設定について柔軟に対応。

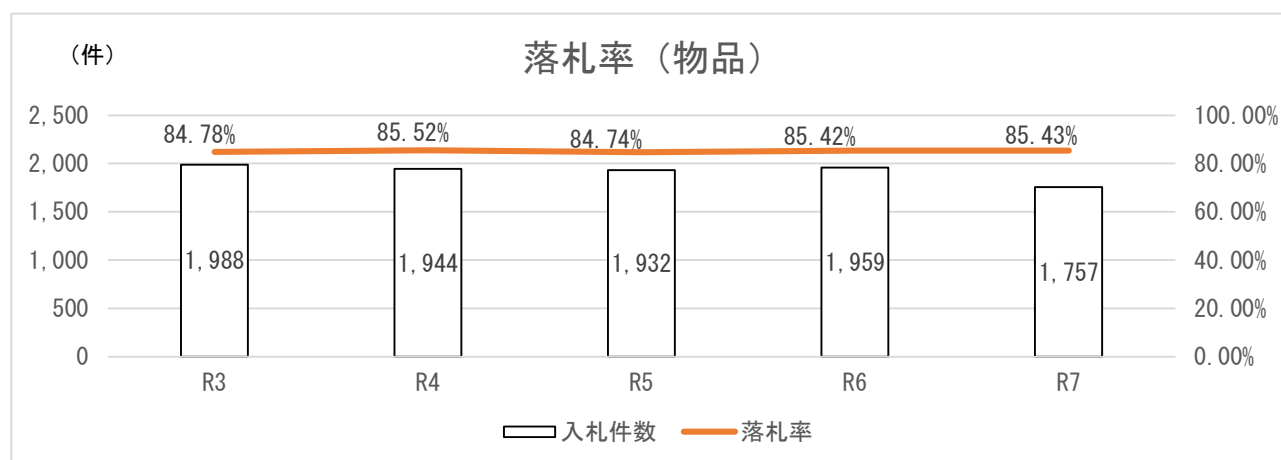
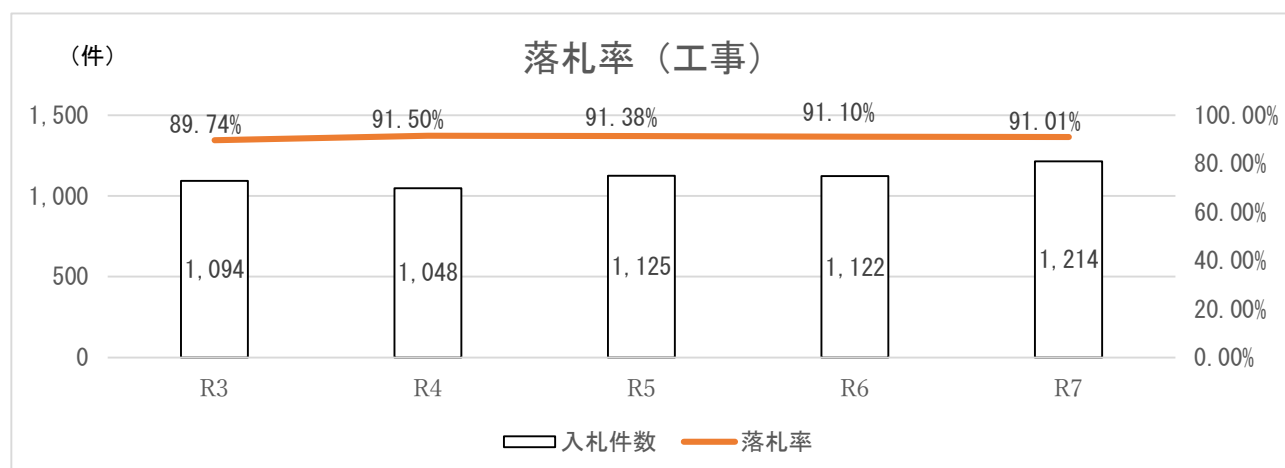
さらに、公共工事においては、建設資材の供給が不安定化している状況を踏まえ、当初の計画通りの施工が困難と判断される場合には、単品スライド条項の適用や工期延長等の対応を実施するとともに、令和8年5月から、単品スライドの条件の一つである「残工期が2か月以上存すること」について、柔軟な運用を行っている。加えて、令和8年7月から、ナフサ由来の建設資材（塗料、塩ビパイプ等）の流通偏在や目詰まりに係る流通経路

の見直し等に係る追加費用について、受注者が実際に調達した価格で設計変更を行う取組を開始している。

主な取組結果

- 令和 7 年度の落札率は、工事が約 9 1 %、物品が約 8 5 %となっている。
 - 令和 6 年度と比べ、工事、物品ともにほぼ横ばい（工事－0.09 ポイント、物品＋0.01 ポイント）となっている。
 - なお、工事に関しては、ダンピング対策の強化を図るため、最低制限価格の算定基準を、平成 2 5 年度から平成 2 9 年度まで 5 年連続で引き上げ、令和 2 年度及び令和 4 年度にさらなる引き上げを行っている。
- また、令和 6 年 5 月からは測量・設計等の低入札調査基準価格・最低制限価格の算定基準を国同様に引き上げている。

◆ 市全体の落札率



- 注 1 競争入札により期間内に締結した総価契約の入札の合計
 2 次年度以降も継続する契約は、次年度以降の支払予定額も含む。
 3 工事には測量、設計等の委託契約を、物品には不用物品売却を含まない。
 4 落札率は、単純平均（入札ごとの落札率の合計を入札件数で除算）

トピックス

公共工事設計労務単価の改定

昨今の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切に予定価格に反映するため、平成25年から14年連続で改定を実施（直近の改定について、国は、令和8年3月以降の積算から適用）

なお、本市では、この改定時に技能労働者の賃金水準の引上げ、法定福利費の適切な支払い、社会保険等への加入の徹底を事業者に要請

京都府域の労務単価の推移

普通作業員 ②413, 100円 → ⑧24, 400円

鉄筋工 16, 200円 → 28, 500円

大工 16, 100円 → 29, 300円

- 物品においても、人件費の占める割合が高い役務業務（建物・公園清掃、常駐警備等）において、引き続き最低制限価格制度を適用することにより、ダンピング受注防止対策の徹底を図っている（平成28年度から開始）。
- なお、役務業務における予定価格は、原則として、国が定める「建築保全業務積算基準」に基づき、適切に積算している。

今後の方向性

- 公契約の適正な履行と質、更に労働者の適正な賃金を確保するために、適正な積算根拠に基づき、予定価格及び最低制限価格を算出していく。
- 複数年の委託契約（工事の測量、設計等を除く。）についても、変動リスクを予定価格に適正に反映することを前提としながらも、変動を見込んだ予定価格の設定が難しい場合や予測しがたい変動があった場合は、協議を行ったうえで契約変更も含めて適切に対応する。

公契約を通じて社会的課題の解決に資する取組

主な取組

- 環境にやさしい都市づくり、地域防災力の維持・向上、地域コミュニティの維持・活性化等に貢献するなど、**すべての市民に共通する社会的課題の解決に資する事業者評価を推進**
- 具体的取組の一つとして、令和2年4月から、予定価格が一定金額以上の公契約の受注者に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取組に努める」旨の宣言的な文書の提出を求める取組を開始。令和3年4月から、具体的な取組内容の記載を義務化。
令和4年4月から「きょうとSDGsネットワーク」を構成する制度の認証を受けた事業者等については、上記の宣言的な文書の提出を免除。
- 災害に強いまちづくりを一層推進するため、以下のとおり制度改正を実施。
 - ・土木工事格付及び舗装工事格付において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建設機械の所有及びリース台数」を基に加点（令和7年度格付（6年申請分）～）
 - ・これまで工事成績評定の対象としていなかった単価契約工事のうち、**24時間365日の緊急対応が必要な一部の工事※**については成績評定の対象とすることで、格付において加点（8年度格付）
- 行政サービスの向上、ペーパーレス化の推進のため、令和7年度から、電子契約への対応を開始。（受注者が本市指定の電子契約サービスに加入しており、且つ、受注者の希望がある場合等）
令和8年度からは、**電子契約の対象契約を拡大**（工事：2億円超4億円未満の契約→1億円超4億円未満の契約）。入札時の設計図書のHP上の公開範囲の拡大等、更なるDX化をすすめていく。
- 土木関係工事においては、建設業界の働き方改革を推進し、休日の取得・長時間労働の改善に向けて、**受発注者で1週間のルール（スタンス）**を目標として定め、計画的・効率的に工事及び業務を進める「ウィークリースタンス」を実施（市長部局）。

段階	内 容	
（工事契約のみ） 格付での加点	本市評価事項で加点	I S O 9 0 0 1 認証
		官公需適格組合
		I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証
		障害者法定雇用率達成
		災害発生時における応急協定を本市又は京都府と締結している団体に加入
		次世代育成支援一般事業主行動計画の策定

		国家資格を有する女性技術者の雇用
		暴力団からの不当要求排除の取組（「不当要求防止責任者講習」の受講）
		消防団協力事業所
		建設機械の所有及びリース台数
条件設定 入札参加	電力調達契約で入札参加者を限定	・京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準を満たす者 ・再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューで電気を供給する者
	清掃業務委託で入札参加者を限定	I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証
総合評価	技術評価で加点	I S O 1 4 0 0 1、K E S 認証
		災害発生時における応急協定を本市又は京都府と締結している団体に加入
		市内企業の下請参入率及び共同企業体における市内企業の出資割合
契約後	契約後2か月以内に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し取り組みに努める」旨の文書の提出又は「きょうとSDGsネットワーク」を構成する制度の認証 【対象】 ・予定価格4億円以上の工事請負の受注者 ・予定価格8千万円以上の物品等調達の受注者	
履行確認	紙類のグリーン調達	紙類の品目に応じ、一定以上の古紙パルプ配合率等（仕様書に記載）
	未達成の場合は違約金徴収	総合評価での加点項目としていた市内企業下請参入率等
資格登録	確認できない場合は不登録	所得税、法人税、消費税、市民税及び固定資産税の滞納がないこと
		本市水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと
		暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと

※（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（8土木みどり事務所ごとに契約）

- 市民等から夜間・休日に道路陥没、倒木、路上散乱物、土砂崩れ等の通報があった場合の応急処理（1次対応）業務は、本件受注者が令和7年度に599件実施。

- ・平日昼間に通報があった場合は、土木みどり事務所職員が応急処理（1次対応）を行う。
- ・補修等の工事等（2次対応）は、本件受注者が原則として平日昼間に実施。

トピックス	主な工事格付での加点状況（近年の推移）			（注 延べ加点業者数）
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	
I S O 9 0 0 1	1 4 1 者	1 4 5 者	1 8 6 者	
官公需適格組合	6 者	6 者	6 者	
I S O 1 4 0 0 1、K E S	2 6 6 者	2 7 5 者	3 1 7 者	
障害者法定雇用率の達成	4 3 者	4 5 者	5 6 者	
災害応急協定（府、市協定）	7 3 6 者	7 7 4 者	7 9 4 者	
一般事業主行動計画の策定	8 7 者	9 1 者	1 1 4 者	
国家資格を有する女性技術者の雇用	3 2 4 者	3 1 8 者	3 4 6 者	
不当要求防止責任者講習受講	6 8 3 者	7 3 3 者	8 1 2 者	
消防団協力事業所	3 9 者	3 9 者	4 5 者	

今後の方向性

- 引き続き、現行の取組を推進していく。
- 公平性や競争性、また特に中小企業に過度な負担や不利な取扱いにならないよう十分に配慮しつつ、公契約の性質や目的に応じ、入札・契約の際に、これらの取組を加点評価するなどの取組を検討していく。
その際には、事業者の取組を客観的に評価する仕組みについても十分研究していく。
- 評価事項の対象となる社会的課題の解決に資する取組については、社会状況等の変化等を鑑み、常時メンテナンスしていく。

業界団体、労働団体等からの公契約基本条例に関する主な御意見（要旨）

1 市内中小企業の受注等の機会の増大

- 可能な限り分離・分割発注し、地元企業の受注や下請けでの参画機会が増加するようお願いしたい。
- 地域の中小企業・小規模事業者等を積極的に活用してほしい。

2 適正な労働環境の確保

- 適正労働基準の確保やコンプライアンス遵守を評価する総合評価方式の導入や入札参加条件を設定すること。
- 労働基準法等違反企業や不当労働行為企業を契約から排除すること。
- 適正な賃金等の確保を。
- 適正な労働条件の確保等のため、条例に賃金下限額を定める条項の新設を。
- 建設キャリアアップシステムの推進をはかるため、入札契約制度での加点評価等の導入を。
- 働き方改革を進めていくために、週休二日制やゆとりある適正な工期設定と書類の簡素化を。
- 第三次・担い手3法で策定された「労務費に関する基準」について、実効性を確保・担保できる運用を図ること。

3 適正な履行と質の確保

- 地域建設企業が適正な利潤を確保できるよう、最低制限価格の基準について、「中央公契連モデル」を上回る市独自の一般管理費等の率の引き上げをお願いしたい。
- ダンピング受注が発生した場合、厳しく対応するようお願いする。
- 印刷業務において、ダンピングや労働条件悪化を防止するため、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入を。
- 資材値上げに際して着実な価格転嫁をしてほしい。

参考 2 予定価格（税込）が 2 億円を超える（予定価格を入札後に公表する）工事契約における最低制限価格又は失格基準価格未滿での応札者数の推移（市長部局）

最低制限価格又は失格基準価格未滿での応札件数の推移は、全応札者数の約 3 割で推移している。

※ PFI 案件は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を適用しないため、集計から除外。

	R4	R5	R6	R7
入札件数	2 8	4 6	3 8	3 4
総応札者数	3 0 0	4 6 9	3 3 8	3 5 8
うち価格未滿の応札者数	7 2	1 7 2	9 0	1 2 6
価格未滿応札者の割合	2 4. 0 0 %	3 6. 6 7 %	2 6. 6 3 %	3 5. 2 0 %

参考 3 工事の不落件数の推移（市長部局）

不落件数の推移については約 1 ～ 2 % 台で推移している。

	R3	R4	R5	R6	R7
入札件数	4 5 9	4 4 5	4 8 3	4 9 2	5 2 0
うち不落件数	5	6	1 2	8	1 1
割合	1. 0 9 %	1. 3 5 %	2. 4 8 %	1. 6 3 %	2. 1 2 %

注 不落とは、応札者がいたが落札者が決まらなかったものをいう

参考 4 京都市の中小企業数・事業所数（民間事業所）の推移

中小企業は市内企業の 9 9 % 以上を占めている。

	H26	H28	R1	R3	R6
全事業所	7 4, 4 1 9	7 0, 6 3 7	8 9, 3 7 3	8 4, 5 2 4	7 3, 1 3 0
うち中小企業 （大規模事業所以外）	7 3, 8 4 5	7 0, 0 8 5	（未集計）	（未集計）	（未集計）
中小企業割合	9 9. 2 3 %	9 9. 2 2 %	（未集計）	（未集計）	（未集計）
【参考】京都府 全事業所	1 1 9, 1 4 5	1 1 3, 7 7 4	1 3 8, 7 4 4	1 2 9, 1 8 6	1 0 9, 1 3 6

（出典）京都市の経済 2017 年版、2021 年版、2023 年版

（注）平成 26 年経済センサス基礎調査（事業所に関する集計）、平成 28 年経済センサス活動調査（民営事業所による）、令和元年経済センサス - 基礎調査 甲調査及び令和 3 年経済センサス - 活動調査事業所に関する集計から。令和 6 年度経済センサス-基礎調査 甲調査

「大規模事業所」は、従業員 300 人以上（卸売業、サービス業は 100 人以上、小売業は 50 人以上）

参考 5 企業倒産数

	R2	R3	R4	R5	R6
全 国	7, 7 7 3	6, 0 6 6	6, 4 2 8	8, 6 9 0	1 0, 0 0 6
京都市	1 8 8	1 4 8	1 6 1	2 2 0	2 4 2

（出典）京都市統計書

●直近の週休二日工事に係るアンケート結果について

週休二日工事を受注した業者に対して工事担当課がアンケートを実施。

1 都市計画局（建築・設備工事）

(1) アンケート集計期間

令和5年度から7年度に回答があったもの（85件）

(2) 主な回答（※アンケート項目のうち、週休二日制度に関する自由記述方式から抜粋）

- ・週休二日制を実施することで、働き方改革が推進され、建設業における労働環境の改善を実現することができる。
- ・労働環境がよくなることで、作業能率が向上した。
- ・土日に作業を行わないことで、近隣に対して理解が得られる効果がある。

2 建設局（土木工事関係）

(1) アンケート集計期間

令和7年6月以降に回答があったもの（124件）

(2) 主な回答（※アンケートの項目のうち、「働き方改革や時間外労働の縮減に関する取組」の項目から、週休二日制度の導入に伴う各業者の働き方改革取組状況をまとめたもの。）

ア ICT・デジタル化による効率化

- ・測量業務のICT化やデジタルツールの導入により、現場作業の時間短縮だけでなく、事務所でのデータ処理や書類作成の時間を削減した。
- ・IT機器の導入に補助金を活用し、労働時間短縮に繋げている。

イ 勤務体制の見直しと意識改革

- ・「ノー残業デー（毎週水曜日など）」の導入や、17時には会社に戻るような余裕のある工程管理を行っている。
- ・土日祝日の完全休暇を大前提とし、やむを得ず出勤した場合には必ず振替休日を取得するように努めている。
- ・準備や後片付けの時間も労働時間内に含めるなど、適正な労務管理を行っている。

ウ 業務の平準化と人員確保

- ・特定の個人に業務が偏らないよう、社内での業務分担の平準化を進めている。
- ・「週休二日を確保しなければ若手人材の確保ができない」という強い危機感のもと、人材確保のための必須条件として運用している。

(3) 週休二日制度に対する満足度分析

アンケート内の「工期設定」及び「経費補正」に関する回答を基に、週休二日の取組に対する満足度を「満足」「不満足」「特になし」の3つのカテゴリに分類した結果、約9割の業者が制度の運用条件（工期・費用）に満足していることが明らかとなった。



※満足（93%）：工期及び経費の補正が「適正等」の回答をした層（115 件）

不満足（5%）：工期が「短い」又は経費が「不十分」の回答をした層（6 件）

特になし(2%)：回答なし等（3 件）

3 今後の課題

- (1) 土木工事のうち、河川工事など天候に左右される工事において、速やかに全ての作業を進める必要がある場合の「制度の柔軟性」を求める声や、年度末に業務が集中しないよう「発注時期の平準化」を望む意見も寄せられており、発注者側との調整が今後の課題となっている。
- (2) 建築・設備工事においては、閉所に伴う工期長期化への懸念と適正な工期設定を求める意見、稼働日数の減少による作業員の収入減への不安から、工事価格の引き上げを求める意見等が寄せられている。学校等の現に使用している施設での改修工事では、工事可能時期が限定されるなど困難なケースも想定されることから、単に一律の週休二日を推進するだけでなく、現場の実態や施設特性に即した柔軟な制度設計や、担い手確保に向けた総合的な処遇改善の取り組みが今後の課題となっている。